

午前 9時57分 開議

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。時間前ではございますが、全員おそろいですので、これより予算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

ただいま藤木市民生活課長から昨日保留した答弁についての発言の申し出がありますので、発言を許可します。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） おはようございます。昨日の介護保険事業特別会計の審査の中で、丸山委員さんからのご質問につきまして2点答弁を保留させていただいておりましたが、大変遅くなりましたけれども、お答えをさせていただきます。

まず、300ページの介護保険料の滞納についてでございますけれども、件数と金額でございますが、この3月6日現在でございますけれども、現年度分で12月納期分まででございますけれども、70人、延べで22期分、金額にいたしまして175万4,900円でございます。それから、過年度分につきましては同じく71人、延べで25期分、金額で314万6,700円でございます。現年度と過年度分の合計でございますけれども、実人数では100人、延べで47期分で、金額で490万1,600円でございます。

また、2点目の326ページの財政安定化基金についてでございますけれども、胎内市の持ち出し分でございますけれども、金額で2,529万4,233円でございます。新潟県では、介護保険事業会計が赤字の場合のみその補てん財源として該当の市町村に基金を取り崩しているというようなことで、今後も赤字補てんを優先に活用していくとのことでございました。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、議事に入ります。

本日は、議第12号から議第14号までの計3件の質疑及び議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、議第12号 平成24年度胎内市公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で議第12号の質疑を打ち切ります。

次に、議第13号 平成24年度胎内市水道事業会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 毎回同じような質問をして恐縮なのですが、水道事業の今後のやはり安全

対策の見直しについてお伺いをいたします。

特に昨年の大震災、さらには地震、台風、豪雨等いろいろな自然災害が多発していると、こう  
いう中で胎内市の水道事業の危機管理の将来展望、どんな形で安全対策を図っていくのか、そう  
いう展望があれば、あると思いますが、その中身について教えていただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 水道施設のそういった対策でございますが、まず一番最優先して  
進めておりますのが、地震等でありまして一番先にやられるのが石綿管ということで、石綿管更  
新工事をまず最優先として考えております。この石綿管更新工事ですけれども、平成3年までの  
10年計画で全部更新する予定でございます。また、石綿管更新のめどが立ちましたら、水道施設  
の耐震計画といいますが、そういったものやっといこうかなというふうに考えております。ま  
た、東日本大震災等の災害がありますから、だいぶそういった施設に影響があるわけございま  
すけれども、それにつきましては水道協会の災害時派遣協定とかございまして、そちらのほう  
から復旧とか給水の応援をいただくような格好になると思います。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 万が一広域的な災害、言うなれば大規模な地震等に遭った場合は広域的な  
水道協会のバックアップ、広域的というのはどのエリア、そして今回例えば山形の鶴岡ですか、  
災害協定を結ぶと、そういったかわりも含めてもしあればお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 災害派遣の関係でございますが、これは水道協会全国的にござい  
ますので、関東、関西のほうからも応援いただけるようになっております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） ちょっと関連であれですが、今給水車を広域で応援もらうということとし  
たけれども、胎内市では給水車は一台もないということなのですか。何台くらいあるのです。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 給水につきましては、アルミ製のタンクが1.5立方メートルのや  
つが1基ございます。それから、2立方メートルのやつが1基ございます。これはトラックに積  
んで走るタイプでございますが、トラックについてはリース等で対応したいと思っております。  
また、災害用のマクロ化の浄水装置というのがございまして、これは2台ございまして、1台が  
1時間に2立方メートル、もう一つは1時間に4立方メートルのやつがございまして、これ極端  
な話、川の水でも浄水して飲めるような形にするような装置でございます。

また、一般住民に給水するわけでございますので、その配りますタンクといいますが、袋とい  
いますか、それにつきましては平成24年度の予算で6リッター入る袋なのでございまして、それ  
を1,000袋購入して備蓄する予定でございます。これについては、順次数を増やしていった全住

民に配れるような形に持っていきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 我々素人で、2立方メートル、4立方メートルと言ってもちょっと量の意識が考えられないのだけれども、これでは何軒ぐらいに対応できるのかということと、震災時等々においてそういう排水溝とか、そういうところに緊急用の遮断装置とか、そういうのもついているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） まず、2立方メートルとか4立方メートルどれくらいの量かといいますと、この袋6リッターの袋なのですが、これが1人2日分の必要量だろうというふうに考えております。ですので、これを割りますと2立方で333人分でございますか、4立方ではその倍で666人。ただ、これは往復しまして水積んでくるような格好になりますので、これで全部終わりということではございません。

また、浄水場が被害を受けた場合といいますか、そういう場合はやはり近隣市町村からそういった応援をいただいて水をくんできて配るような形でございますので、このタンク2つだけということではございません。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 広域で近隣市町村から応援もらうと、口ではそういうことは頭の中では考えられますが、いざ災害というのは広い範囲で来るわけですから、一番懸念されるのはやはり地震だと思っております。そういう場合、胎内市だけ地震に襲われてほかは大丈夫だということはないはずなのです。だから、広い範囲で災害は起きるわけで、そのときの応急というか、そういう応援に果たして近隣から来られる状況なのか。自分の市を守るだけでも大変だと思っておりますが、その辺の考え方についてはどうですか。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅総務課長。

○総務課長（三宅政一君） 災害時の関係について申し上げます。

災害時におきましては、まず市内にあるミネラルウォーター製造会社、日本海乙コーポレーション並びに胎内市の胎内高原ハウス、そちらのほうに備蓄しているものを優先的に災害用ということで回す協定を結んでおりますし、そのほかコカ・コーラ等の清涼飲料メーカーのものも協定を締結しておりまして、一般の商店のほうからもミネラルウォーターは入るという手はずになってきております。そのほか、コンビニ関係の方々とも、それは県との協定という形にはなっておりますので、広域的な中で全国から救援物資については胎内市に来るといような体制を構築しておりますことを申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 今災害時のことで質問出ておりますけれども、仮に地震で電気がだめにな

ったという場合には、浄水場のほうは自家発対応はできる体制になっておりますか。

○委員長（桐生清太郎君） 西條上下水道課長。

○上下水道課長（西條正幸君） 浄水場については、並槻浄水場ですけれども、ここは自家発はございません。ですが、富岡水源地については自家発はございます。また、そういった場合は発電機をリースして対応したいというふうに考えております。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第13号の質疑を打ち切ります。

次に、議第14号 平成24年度胎内市工業用水道事業会計予算について質疑を行います。  
予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないので、以上で議第14号の質疑を打ち切ります。

以上で付託された議案に対する質疑は終了しました。

お諮りします。ここで課長の出席等を求めるため暫時休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、10時20分まで休憩いたします。

午前10時10分 休憩

---

午前10時20分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより議第1号から議第14号までの計14件について議案ごとに採決を行います。  
初めに、議第1号 平成24年度胎内市一般会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第1号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議がありますので、起立によって採決します。

議第1号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（桐生清太郎君） 起立多数と認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。  
高橋委員。

○委員（高橋政実君） 議員報酬につきまして、その関連もありまして今異議をかけたわけでございますけれども、やはり議員報酬の値上げ、この状況の中におきましてはどうも市民の感情なかなか理解するべきところが薄いということもありまして、私といたしましてはこれは通過したといたしましても、今現在市長10%、副市長5%の返納があるわけでありまして、それに見合う形の中で返納するというのを付加したいということをお委員長に諮っていただきたいと思っております。

○委員長（桐生清太郎君） ただいま出されました意見は、議員報酬の値上げについては市民に理解されがたい、それで議員報酬は返納したいという附帯決議とすることに異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 返納というのは、例えば採決しておいて、では議員の皆さん全員が返納するというのは附帯決議にはならないのだよね。と思うのですよ。それだったら、返納する気があるのだったら、これはもう逆に否決してやるというのが本来の姿だと思うのだけれども、それを附帯決議でそれでやるというのはいかがなものかなというふうな私は意見です。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 執行部にちょっと聞きたいのですが、もし返納したいという人が1人でも2人でもあった場合、それは可能なかどうか、その辺市長の認識はどうですか。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 今1号議案につきましてはこの決議されたわけでありまして、基本的にはこれが第1番と思いますので、これらをやはり基本ではないかと、議会でも私は思いますが、その点また局長もいますので、その辺は違法性はないと思うのでありますが、よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅総務課長。

○総務課長（三宅政一君） 一部の議員の方から返納ということになりますと、公職選挙法における寄附採納という行為に当たりますので、違法行為という形になります。ただし、募金箱に黙って入れていただくのは、それはそれで結構であります。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま出されました附帯決議の、意見について異議がありますので、起立によって採決をいたします。

〔「附帯意見だったでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 附帯意見にあって異議がありましたので、起立によって採決をいたします。

それでは、附帯決議の意見に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（桐生清太郎君） 賛成少数でありますので、附帯意見は否決されました。

次に、議第2号 平成24年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第2号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第3号 平成24年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 平成24年度胎内市介護保険事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（桐生清太郎君） 起立多数と認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 平成24年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 平成24年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 平成24年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第8号 平成24年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第9号 平成24年度胎内市観光事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第9号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第10号 平成24年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 10号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 10号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 11号 平成 24年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 11号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議第 11号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 12号 平成 24年度胎内市公共下水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 12号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 12号は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として議第 12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 13号 平成 24年度胎内市水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 13号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 13号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第 14号 平成 24年度胎内市工業用水道事業会計予算について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、これより採決します。

議第 14号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 14号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第 14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 10 時 36 分 閉 会